⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成27年11月20日（金曜日）から同年12月11日（金曜日）までに、試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時、午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成27年12月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については、次のことに注意すること。

５の受験手続の⑴イ及びウ㋐に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成28年２月８日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成28年３月25日（金曜日）午後２時に厚生労働省、地方厚生局及び地方厚生支局にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成27年10月16日（金曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先　試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局又は地方厚生支局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
青森県 宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330―9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
愛知県 石川県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（959）2064　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
香川県	香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎　四国厚生支局　郵便番号760―0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087（822）6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474
沖縄県	沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎　九州厚生局沖縄分室　郵便番号900－0022　電話番号098（853）7350　ＦＡＸ番号098（853）4495

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１４８号

千葉県市原市今津朝山133―１　レオパレスエスペランサ202号室、申立時の住所大分市大字寒田744番地の３　フローリッシュ101

債務者　甲斐　信治

1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宇津木　基

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月２日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４６０号

大阪府高槻市別所中の町６番１―213号、前住所大阪府高槻市大冠町３丁目22番13号

債務者　八代　哲也

1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森本　　純

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１号

神戸市垂水区城が山１丁目７番３―510号

債務者　八木　英明

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０号

沖縄県南城市佐敷字新開１番地236　県営新開第二団地３―205

債務者　久志　　和（旧姓小山）

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　寺田　明弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９２号

沖縄県那覇市古波蔵１丁目24番21―605号　幸ビル

債務者　新垣　　誠

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大城　真也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午前11時

5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３３号

福島県二本松市榎戸２丁目30番地１

債務者　髙木　正人

1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤井　和久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後４時

5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで　福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号

三重県名張市新田2116番地

債務者　大西　貴博

1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午前10時

5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで　津地方裁判所伊賀支部